焼津市告示第216号

令和８年度焼津市省エネ住宅普及推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年９月10日

焼津市長　中野　弘道

令和８年度焼津市省エネ住宅普及推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、2050年カーボン・ニュートラルの実現に向け住宅ストックの省エネ化の推進を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年３月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び静岡県住宅省エネ改修推進事業費補助金交付要綱（令和５年３月23日付け住づ第393号静岡県くらし・環境部長通知）に基づき省エネ改修等工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第１号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅　既存の戸建て住宅をいい、所有者が居住のために継続して利用する建築物をいう。

(2) 省エネ基準　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(3) 設備の効率化に係る工事　住宅の暖房設備、冷房設備、機械換気設備、照明設備や給湯設備等の高効率化に資する工事をいう。

(4) 省エネ改修等工事　住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事及び設備の効率化に係る工事のうち別表第１に定めるものをいう。

(5) 仕様基準　住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「１　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

(6) モデル工事費　省エネ改修等工事に要する費用として、市長が別に定めるものをいう。

(7) JIS　産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第１項の日本産業規格をいう。

(8) 木造住宅耐震補強助成事業　令和８年度焼津市プロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０」総合支援事業費補助金交付要綱（令和８年焼津市告示第124号）における木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）をいう。

（補助対象建築物）

第３条　補助対象建築物は、市内に存する住宅であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、省エネ改修等工事による改修前の状態で、省エネ基準を

満たすものを除く。

(1) 昭和56年６月１日以降に着工した住宅

(2) 既に地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）の規定に適合することが証明されている住宅

(3) プロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０」総合支援事業の実施により耐震性が確認された住宅（木造住宅耐震補強助成事業に係る補助金の交付決定を受けたものを含む。）

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、補助対象建築物に対してその所有者が実施する省エネ基準に相当する省エネ改修等工事であって、複数の開口部の改修を含むものとし、それぞれ次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 国又は焼津市以外の地方公共団体から、省エネ改修に係る補助金の交付を受けているもの

(2) 同一の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第１号に規定する敷地をいう。）内に存する建築物について、補助金の交付を受けようとする事業と同種の事業に係る補助金の交付を受けたもの

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業に要する経費であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 別表第１にモデル工事費の定めのあるものにあってはモデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額であること。

(2) 設備の効率化に係る工事の補助対象経費は、開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事に要する経費以下であること。

（補助額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の40パーセント以内の額とし、300,000円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請及び決定）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、焼津市省エネ住宅普及推進事業費補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、この告示の施行の日から令和９年１月29日までの間において、事業の着手前に市長に提出しなければならない。

(1) 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者等を明らかにする書類の写し

(2) 確認済証、検査済証その他申請に係る補助対象建築物の建築年月及び用途、面積等を証明する書類の写し

(3) 位置図

(4) 補助対象建築物を明示した配置図、各階平面図等及び補助対象部位・設備等を表示した関係図面

(5) 省エネ改修等工事に係る見積書(補助対象工事費及び補助対象部位･設備等の内訳、仕様が確認できるもの）の写し
(6) 対象工事費明細表
(7) 補助対象建築物の全景、対象部位及び状況等が確認できる写真
(8) 補助対象建築物が昭和 56 年５月 31 日以前に建築したものである場合又は同日において工事中であった場合は次のいずれかの書類
(ｱ) 耐震性を有する旨を確認できる書類
(ｲ) 木造住宅耐震補強助成事業の交付決定通知書の写し（木造住宅耐震補強助成事業に係る耐震補強工事及び省エネ改修等工事を同時に実施する場合に限る。）
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
２　市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、焼津市省エネ住宅普及推進事業費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。
（補助事業の変更等）
第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ焼津市省エネ住宅普及推進事業変更等承認申請書（第３号様式）に変更の内容が分かる書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。
(1) 施工方法を変更しようとするとき。
(2) 補助対象事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
(3) 事業の中止又は廃止をしようとするとき。
(4) 事業の遂行が困難となったとき。
（変更等の承認）
第９条　市長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、焼津市省エネ住宅普及推進事業変更等承認通知書（第４号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
（完了実績報告）
第10条　補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和９年２月26日のいずれか早い日までに、焼津市省エネ住宅普及推進事業完了実績報告書（第５号様式）に、別表第２に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。
（補助金の額の確定）
第11条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、焼津市省エネ住宅普及推進事業費補助金交付確定通知書（第６号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
（補助金の請求）
第12条　補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、請求書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 焼津市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認める事由が生じたとき。

（関係書類の整理等）

第14条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第15条　補助事業者は、当該補助事業に要する経費に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を補助対象経費とすることを要しない場合にあっては消費税等申出書（第８号様式）を、第７条の規定による申請の際に添付しなければならない。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行し、令和８年度分の補助金に適用する。

別表第１　（第２条関係）

１　開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 外皮に面する開口部の断熱化に係る改修工事

	対象となる改修工事		モデル工事費（省エネ基準）（／枚）	仕様・備考
	工事種別	開口部面積		
窓	ガラス交換※1	1.4㎡以上※5	88,000円/枚	みらいエコ住宅2026事業補助金交付要綱（令和７年12月17日付国住生第232号）（以下「国支援事業要綱」という。）において登録されている建材のうち、省エネ基準地域区分７に適合している「省エネ」又は「省エネ・防音」の区分の建材又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるものであること。
		0.8㎡以上1.4㎡未満※5	64,000円/枚	
		0.1㎡以上0.8㎡未満※5	24,000円/枚	
	内窓設置※2・外窓交換※3	2.8㎡以上※6	200,000円/箇所	
		1.6㎡以上2.8㎡未満※6	160,000円/箇所	
		0.2㎡以上1.6㎡未満※6	136,000円/箇所	
ドア	ドア交換※4	開戸：1.8㎡以上※6	288,000円/箇所	
		引戸：3.0㎡以上※6		
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満※6	256,000円/箇所	
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満※6		

※1　ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※2　内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※3　外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。

※4　ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※5　ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※6　内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事内容／部位	断熱材の区分	モデル工事費	仕様・備考
外壁	Ａ～Ｃ	168,000円/㎥	国支援事業要綱において登録されている建材であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるものであること。 断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 ＜断熱材の区分＞ A～C区分：熱伝導率（W/m･K）0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率（W/m･K）0.034以下
	Ｄ～Ｆ	252,000円/㎥	
屋根・天井	Ａ～Ｃ	60,000円/㎥	
	Ｄ～Ｆ	102,000円/㎥	
床	Ａ～Ｃ	210,000円/㎥	
	Ｄ～Ｆ	316,000円/㎥	

２　設備の効率化に係る工事

設備種別		仕様・備考	モデル工事費
太陽熱利用システム※1		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）	1,250,000／戸
節水型トイレ※3	掃除しやすい機能を有するもの以外のもの	国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により次の要件を満たすものであることが確認できること。 ＜節水に関する要件＞ JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有すること。	350,000円／台
	掃除しやすい機能を有するもの	国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により上記の節水に関する要件を満たし、かつ、(1)～(3)のいずれかを満たすトイレであることが確認できること。 (1) 総高さ700㎜以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ボウル内を除菌する機能を備えていること。（第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。）	400,000円／台
高断熱浴槽※1		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。	1,200,000円／戸

高効率給湯機※2		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。	600,000円／戸
	電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3.0 以上であること。	
	潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7% 以上であること。	
	潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94% 以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3% 以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6% 以上であること。	
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 %以上であること。	
節湯水栓※3		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS B2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。	100,000円／台
蓄電池※1		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 定置用リチウム電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和４年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。	1,000,000円／戸
高効率エアコン		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 定格冷房エネルギー消費効率の区分（い）を満たすエアコンであること。	250,000円／台
第一種換気設備		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 第一種換気設備(給気と排気の双方のために送風機を	700,000円／戸

	用いるもの)であり、熱交換機能を有する※4 設備であることに加え、以下の(1)～(3)のいずれかを満たす設備であること。 (1) ダクト有り、DC モーター付き、有効換気量率80%以上 (2) B.ダクト無し、温度交換効率70%以上 (3) 比消費電力0.3W/（㎥/ｈ）以下	

※1　設置を行った設備の種類毎に１台／戸を補助対象とする。

※2　電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機のいずれかの１台／戸を補助対象とする。

※3　設置を行った台数分を補助対象とする。

※4　給気と排気を同時に行う設備（同時給排）を対象とするが、給気と排気が一定時間ごとに切り替わる熱交換型換気設備を設置する場合は、全般換気（建築基準法施行令第２０条の８に該当）として認められていることを確認した上で、第三者試験機関が実施した試験の「試験成績書」により該当するJIS（JIS B 8639：2017）に基づく性能値（熱交換効率等）を必須とする。

別表第２（第10条関係）

完了実績報告書に添付する書類
(1) 補助金精算額　内訳書
(2) 省エネ改修等工事の実施に要した費用の領収書の写し
(3) 現場工事写真（工程写真、完成写真等施工状況が適切に確認できるものに限る。）
(4) 出荷証明書
(5) 木造住宅耐震補強助成事業の交付確定通知書の写し（木造住宅耐震補強助成事業に係る耐震補強工事及び省エネ改修等工事を同時に実施する場合に限る。）
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類